事業者排出量削減計画書

	☑ 新規 □ 変更
(宛 先) 京都府知事	令和 3年 1月 5日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地	ビークルエナジージャパン株式会社
	代表取締役 岩﨑 明郎
	電話 075- 958 -6265

					610 百百.	— 958 —			
主たる業種	蓄電池製造業				刹	#分類番号	2 9	5 1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	□ 第12条第1項第1号 行規則 □ 第12条第1項第2号又は第3号 □ 第12条第1項第4号							
計 画 期 間	令和2年4月から令和5年3月まで								
基 本 方 針	①環境関連法令の順守と汚染の予防 ②環境管理機能の整備と継続的改善 ③製品のライフサイクルに亘るグローバルなモノづくり推進 ④生態系の保全 ⑤教育訓練、意識の向上 ⑥情報の開示								
計画を推進するた めの体制	代表取締役をトップマネジメントとした環境管理体制を構築し、ビークルエナジージャパンにおいて、 2020年8月にISO14001:2015年度版の単独認証取得。								
温室効果ガスの排 出の実績及び削減 の目標	温室効果ガスの排出の量事業活動に伴う排出の量評価の対象となる排出の量	1,766.5 トン	第1年 (2)年 7,645.3 7,645.3 度:(京都)	E度 (3) を トン 8, 268. 3 トン 8, 268. 3	F度 トン 8, トン 8,	115.8 トン によるCO2排出	1819. 4 353. 4 最を算出。	減 率 バーセント バーセント	
	事業の用に供す 原 単 位 の	※2年度以降に 基準年度	第1年	産数量大幅増の為、 度 第2年	. 目標値見 度	見直し予定。 第3年度		减 率	
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	本業活動に伴う排出の量 エ場	(1)年度 42.06	(2) 年		F度 . 96	(4)年度 5.66	-83. 83	バーセント	
	事業活動に伴う排出の量							バーセント	
	原単位の指標及び目標の根拠								
重点的に実	に施する取組の実施計画	基準年度 (1)年度 112.0 ペート	第1年 (2)年 106.0	度 (3) 年		第3年度 (4)年度 [3.0 ポー セント	備	考	
具体的な取組及び措置の内容	(2) 年度	①コンプレッサの運転台数適正化 ②室内外負荷に応じた除湿機の適正管理 ①コンプレッサの吐出圧適正化							
	, , , , , , , ,	②空調負荷に応じた冷水出口温度管理 ①空調機の運転台数適正化							
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容								
せるために実施し ようとする措置	上記の措置を採用する理由								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (2)年度		第2年度 (3)年度		3年度 4)年度	備	考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン		トン			
	府内産の木材の利用によるもの 再生可能エネルギーを利用した電力 又は熱の供給によるもの		トン	トン		トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン		トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温 室効果ガスの吸収効果分の購入によるも の		トン	トン		トン			
	合 計	0.0	トン	0.0 トン		0.0 トン			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	ライトダウンキャンペーン 2回/年実 国道171号線 歩道の清掃(ごみ拾い)	施(7月、3月)							
特 記 事 項									

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定め